5　長期履修制度

(1)現在長期履修学生の方・長期履修への変更を検討している方共通の注意事項

・長期履修が認められるのは、長期履修許可書に記載の期間となります。

・長期履修学生が休学をする際、長期履修計画の変更を願い出て許可された場合は休学期間中を長期履修期間から除き、復学後から再度長期履修となります。つきましては、上記を希望する場合は、休学願の提出と併せて「長期履修計画変更願」を提出してください。

なお、担当教員と休学面談をする際には、長期履修計画の変更に係る相談も行いますので、長期履修変更計画書を作成のうえ、面談を受けてください。

・長期履修期間は年度単位での取り扱いとなります。年度の途中で休学・復学した場合でも当該年度は長期履修期間を1年分消化することになります。

・長期履修学生が留年をした場合、長期履修期間終了後は標準修業年限で履修する学生へと復することとなります。具体的には、授業料および履修上限単位が標準修業年限で履修する学生と同じ取り扱いになります。

・長期履修学生は、長期履修が認められた期間内は、標準修業年限での履修に復帰することはできません。

・（2020年度以降入学生について）途中で退学となる場合は、その時点まで通常に在学していた時に必要な授業料分を退学前に支払うことにより退学が許可されます。

(2)入学後の長期履修への変更について

在学期間１年未満の当専攻学生は、勤務等の都合によって、標準修業年限では修了が困難と見込まれる場合には、申請に基づいて、以下1または2のいずれかの区分により、次年度から長期履修に変更できます。

1	1年次必修科目単位のうち17単位以上を修得し、かつGPAが1.50以上 ⇒ 次年度は長期履修2年次生となります。
2	上記要件を満たせなかった方 ⇒ 次年度は長期履修1年次生になります。

・長期履修への変更を検討している学生は、上記の点も含めまして、必ず専攻専任教員に事前相談をしてください。

・長期履修への変更に係る事前相談および申請は、例年 2 月中旬に予定しています。1 月中に長期履修学生への変更について案内が学内情報サイトに掲載されますので、そちらを確認してください。